

マイナ保険証を基本とする 仕組みについて

国の法改正により令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、**マイナ保険証(※)**を基本とする仕組みに移行しました。

(※)マイナ保険証=保険証利用登録がされたマイナンバーカード

マイナンバーカードの健康保険証利用について

- ◎A4サイズの資格情報のお知らせが届いたかたは右ページ①へ
- ◎カードタイプの資格確認書が届いたかたは右ページ②へ

年次更新では、世帯内で資格確認書と資格情報のお知らせが混合する場合は別々の封筒が届きます。

お問い合わせ先

国民健康保険のご案内

加入・脱退、税賦課資格確認書等
＜資格第1・2係＞
048-259-7669

保険給付、高額療養費、出産育児一時金
＜給付係＞
048-259-7670

特定健診、特定保健指導
＜保険係＞
048-259-7916

納付、納税相談、選付、納付確認書発行
＜国保収納課＞
048-259-7671・7673

特定健康診査(特定健診)

対象者：年度末40歳～74歳の被保険者
実施期間：6月～翌年2月
費用：無料

健診の流れ

- 1 医療機関を選ぶ。
- 2 医療機関に直接電話で申込み。
- 3 受診する。
受診券・質問票
受診票
マイナ保険証、資格確認書等
(国民健康保険の資格が確認できるもの)
- 4 後日医療機関から健診結果を受け取る。

※1 健診日時点で資格喪失しているかたは、受診いただけません。喪失後に受診された場合は、費用が**全額自己負担**となります。
注) 資格喪失日は、国保脱退の手続きを行った日ではなく、**ほかの健康保険(社会保険など)に加入した日**となります。

※2 75歳の誕生日を迎えたかたは、後期高齢者医療制度の対象となります。**健診書類の再発行が必要**となりますので、お手数ですが**高齢者保険事業室**までお問合せください。

特定健診について
(川口市ホームページ)

【お問合せ】国民健康保険課保険係
☎ 048-259-7916

①資格情報のお知らせ(A4サイズ)が届いたかた

マイナ保険証の登録がされていますので「マイナ保険証」で保険医療を受けることができます。

※75歳以上のかたは高齢者保険事業室より**別に発送**されます。

送付物

- ◆保険資格を簡易に確認するための**資格情報のお知らせ**を同封しています。
- ◆マイナ保険証で受付できない医療機関では資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示してください。

有効期限

- | | |
|----------|--|
| 70歳以上のかた | 令和7年8月1日※から
令和8年7月31日まで(自動更新)
※新規加入の場合は資格情報のお知らせ記載の適用開始年月日 |
| 69歳以下のかた | 有効期限はありません。
※自動更新はありませんので大切に保管してください。 |

△ご留意事項

- 69歳までのかたの資格情報のお知らせは記載内容に変更がない限り**一回のみの発行**となります。
- 70歳以上のかたの資格情報のお知らせには負担区分の記載があるため、**毎年自動更新**します。

△加入・脱退の際には手続きが必要です!

国民健康保険に加入するとき、職場の健康保険への加入(被扶養者になった)等で国民健康保険を脱退するときは、引き続き加入・脱退手続きが必要となります。
なお、**国民健康保険の脱退手続きは会社では行いません**ので、必ずご自身で行ってください。

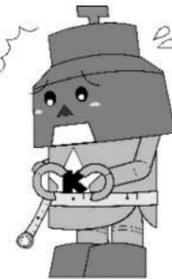
- 国民健康保険の**脱退手続きはオンライン受付可能**です!
- 脱退後の資格確認書等は、**資格喪失日から使用できません!**

国民健康保険への加入・脱退について⇒



特定保健指導

特定健診及び国保人間ドック検診の結果、メタボリックシンドロームの危険性が高いものの、生活習慣の改善により予防効果が期待できると判断されたかたへ、保健師や管理栄養士等の専門職による保健指導の案内をお送りしています。
生活習慣をふり返り、病気の芽を早期に摘み取る絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。



診療情報提供

生活習慣病の治療のために行っている定期的な血液検査等の結果をわかりつけ医を通じてご報告いただくことで、市の特定健診を受けたとみなすことができる制度です。
今年度、特定健診または国保人間ドック検診を受ける予定のないかたで、検査結果の提供にご協力いただけるかたは、国民健康保険課保険係までご連絡ください。なお、検査結果の提供は特定健診の検査項目を全て満たす場合に限りです。

勤務先及び国保以外の健診の情報提供

勤務先の健診や人間ドック(国保人間ドック検診を除く)等の結果をご提供いただくことで、市の特定健診を受けたとみなすことができる制度です。
健診結果の提供にご協力いただけるかたは、国民健康保険課保険係までご連絡いただくか、二次元コードからご申請ください。



WEB申請フォーム

初回受診

年度末40歳で初めて特定健診を受けると、初回受診者特典として、QUOカード(500円分)をプレゼント!

②資格確認書(カード型)が届いたかた

マイナ保険証をお持ちでないかたは「資格確認書」で保険医療を受けることができます。
マイナンバーカードをお持ちでも保険証利用登録をしていないかたには「資格確認書」が交付されます。

※75歳以上のかたは高齢者保険事業室より**別に発送**されます。

送付物

- ◆適用開始年月日から有効の**資格確認書**を同封しています。
- ◆従来の保険証同様に使用できます。

有効期限

令和7年8月1日※から
令和8年7月31日まで(自動更新)
※新規加入の場合は資格確認書記載の適用開始年月日

△有効期限が令和8年7月31日以外のかた

- 69歳のかた……70歳の誕生月の月末まで(誕生日が1日生まれのかたは前月末まで)
- 74歳のかた……75歳の誕生日の前日まで
- 外国籍のかた…在留期限の翌日
※マイナ保険証をお持ちでない方は、在留期間更新後、手続きが必要です。

マイナ保険証をお持ちの方も必要です

特定疾病療養受療証の発行

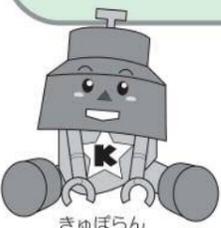
慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満のかた
【発送予定】7月下旬頃
【有効期限】令和8年7月31日※
※69歳のかたは70歳の誕生月の月末まで(誕生日が1日生まれのかたは前月末まで)
※翌月以降の受療証は誕生月中旬に発送(手続き不要)
★上記以外で厚生労働大臣の指定する特定疾病の治療を受けているかたはお手元の受療証をご利用ください。(有効期限はありません)

お問い合わせ
国民健康保険課給付係 048-259-7670

「埼玉県救急電話相談」をご利用ください
急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や受診の必要性について、相談員(看護師)に相談することや受診可能な医療機関の確認ができます。

#7119または
048-824-4199
【24時間対応】

※音声案内に応じて相談したい窓口を選択してください。
※医療機関案内窓口は医療相談には対応していません。相談が必要な場合は、まず救急電話相談窓口を選択してください。なお、歯科、口腔外科、精神科のご案内はしていません。



きゅぼらん

マル学／住所地特例

●修学中の被保険者の特例（マル学）

修学のため市外に転出されるかたで、扶養者が川口市の国保に加入している場合は引き続き川口市の国保に加入することができます。

◎手続きに必要なもの

- ・資格確認書または資格情報のお知らせ
 - ・在学証明書または学生証の写し（両面）
- ※世帯の状況によって、住民票や戸籍謄本が必要となる場合があります。

●施設、病院等への入所による被保険者の特例

施設や病院等への入所、入院のために市外へ転出されるかたは引き続き川口市の国保に加入することになります。

◎手続きに必要なもの

- ・資格確認書または資格情報のお知らせ
 - ・施設、病院に入所、入院したことがわかる証明書
- ※世帯の状況によって、住民票や戸籍謄本が必要となる場合があります。

②

特別徴収(年金天引き)

特別徴収は、65歳～74歳の世帯主のかたを対象に、偶数月に支給される公的年金から国保税を差し引いて納めていただく納付方法です。

【対象となるかた】

次の①～③のすべてに該当するかたは特別徴収の対象となります。

- ①国保加入者全員が65歳～74歳の世帯で、世帯主が国保加入者であること。
- ②世帯主の介護保険料が年金天引きされていること。
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、国保税と介護保険料の合計が対象となる年金額の2分の1を超えないこと。

※ただし、世帯主が75歳に到達する年度の国保税は、後期高齢者医療制度への移行となりますので特別徴収の対象外となります。

国民健康保険税の納め方

川口市では、年金天引きによる場合を除き、原則として口座振替による納付をおねがいしています。

国保税の納め方についての詳細は、国民健康保険課のホームページを検索していただくか、右記の二次元コードを読み込み、アクセスしてください。



国民健康保険税は納期限内に納めましょう

■文書・電話による催告・督促

納期限を過ぎても納付されない場合、督促状を送付します。滞納が続いた場合、催告書等を送付します。また、文書・電話等による催告を行うことがあります。

■延滞金

納期限内に納付を終えない場合、法の定めるところにより本税に対して延滞金がかかります。

■財産の調査・差押

滞納がある場合、財産調査を行います。国保税に充てることのできる財産が見つかった場合、その財産を差し押えることがあります。

特別な理由なく滞納が続くと…

病院にかかるときは、一旦全額自己負担(10割負担)となります。

後日市役所へ申請し、支払った医療費のうち保険給付分の払い戻しが受けられますが、滞納している国保税への充当等について、ご相談をお願いします。

失業等やむをえない事情により国保税の納付にお困りの方へ…
お早めに国保収納課へご相談ください!!

外国籍のかたへ For Foreign Nationals

在留期間の更新による国民健康保険資格の更新手続き

Procedures for renewing National Health Insurance qualification by extending period of stay

●マイナ保険証をお持ちのかた

Those with My Number Card as your Health Insurance Certificate.

更新手続きは必要ありません。

➡No update procedure required.

●マイナ保険証をお持ちでないかた

Those without My Number Card as your Health Insurance Certificate.

在留期間を更新したときは、国民健康保険資格の更新手続きが必要です。

➡When you renew your period of stay, you will need to complete the procedure for renewing your National Health Insurance status.

【必要な持ち物 What you should bring】

- ・在留カード residence card
- ・指定書が添付されているパスポート (在留資格が「特定活動」の場合) Passport with DESIGNATION attached (In the case of the status of residence is "Designated Activities")

●2025年度からの変更点 Changes from 2025

マイナ保険証および資格確認書の有効期限は①または②の早いほうです。

- ①在留期限の翌日
- ②翌年7月31日

The expiration date of the My Number Card as your Health Insurance Certificate and the Health Insurance Eligibility Certificate is either ① or ②, whichever comes first.

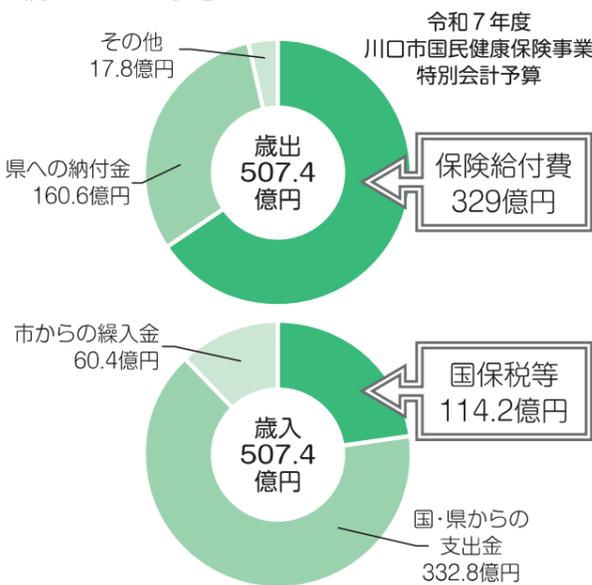
- ① The day after the expiration date of your residence visa
- ② July 31st of the following year.

国保の財政について

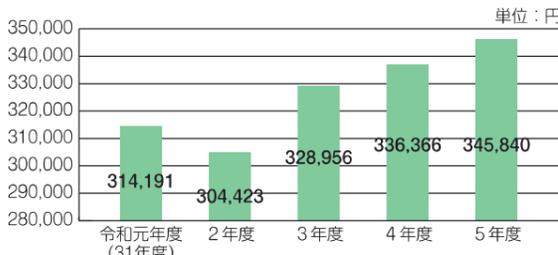
川口市国保の令和7年度予算総額は507.4億円であり、その内訳は下記のとおりです。

保険給付費の支出に対して、国保税等、国・県からの支出金収入のほか、一般会計からの繰入を行っている状況です。

1人あたりの医療費は、医療の高度化により今後も増加する見込みであり、厳しい財政状況が続くことが予想されます。



川口市国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移



川口市 人口：607,943人 世帯：308,606世帯
 国保 加入者：108,502人 加入世帯：77,113世帯
 国保 加入率：17.85% (令和7年3月末現在)

限度額適用認定証について

オンライン資格確認ができる医療機関では、マイナ保険証または資格確認書のどちらか一方を提示し、情報提供に同意することで、認定区分の確認が可能となりました。これまで必要であった「限度額適用認定証」等の発行手続きをする必要がなくなる場合がありますので、発行が必要かどうかは医療機関にお問い合わせください。

※所得申告および70歳未満の方は滞納がないことなどの条件があります。詳細は川口市ホームページを参照ください。

※【申請場所】国民健康保険課のみ

※令和7年8月より、70歳以上の適用区分が「低所得Ⅰ」となる基準について、年金収入80.67万円に改正されます。(令和7年8月以前は「低所得Ⅰ」となる基準は年金収入80万円です)



年間スケジュール

- 令和7年
- 6月 (下旬) 資格情報のお知らせ・資格確認書発送 (年度更新)
 - 7月 (中旬) 令和7年度納税通知書発送
 - 11月 (下旬) 納付確認書発送 ※国保収納課発行 (口座振替・年金特徴支払のかたのみ)
- 令和8年
- 2月 (下旬) 令和8年度特別徴収 (仮徴収) 通知書発送 (年金特徴支払のかたのみ)
 - 5月 (下旬) 特定健診受診券発送
- ☆医療費のお知らせを年6回発送します。

マイナ保険証をお持ちのかたの国民健康保険資格確認書交付申請方法

マイナ保険証を保有しているかたが、事情によりマイナ保険証の利用が困難な場合には、申請により資格確認書の交付を受けることが可能です。

【対象】

1. マイナンバーカードを紛失または更新中
2. マイナンバーカード自体を返納したまたは返納予定
3. 介助等の理由により、マイナ保険証での受診が困難なかた
4. その他加入手続き時にマイナ保険証の利用登録有無の申請を間違えて記入したかた

※上記理由以外で資格確認書の交付を希望する場合は、マイナ保険証の利用登録解除手続きが必要です。

【受付場所】

国民健康保険課、各支所、各行政センター
 ※75歳以上の方は高齢者保険事業室で手続きをしてください。

【持ち物】

- ・マイナンバーカードまたは顔写真つき身分証明書 (運転免許証、パスポート等)
- ・委任状 (別世帯のかたが代理で手続きを行う場合)

マイナンバーカードの保険証利用登録解除(紐付解除)手続きについて

マイナンバーカードの保険証利用をしているかたが、マイナ保険証ではなく資格確認書の使用を希望する場合は、利用登録解除の手続きが必要です。

【受付場所】

国民健康保険課、各支所、各行政センター
 ※75歳以上の方は高齢者保険事業室で手続きをしてください。

【持ち物】

- ・マイナンバーカードまたは顔写真つき身分証明書 (運転免許証、パスポート等)
- ・委任状 (別世帯のかたが代理で手続きを行う場合)

※利用登録の解除を受付後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、約2か月程度かかります。